

平成23年10月21日

各 部 局 長  
愛 知 県 企 業 庁 長  
愛 知 県 病 院 事 業 庁 長  
愛 知 県 議 会 事 務 局 長 殿  
愛 知 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
愛 知 県 各 種 行 政 委 員 ( 会 ) 事 務 局 長  
愛 知 県 警 察 本 部 長

愛 知 県 副 知 事

平成24年度予算編成について（依命通達）

我が国の景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、引き続き生産などの回復により持ち直してきているものの、そのテンポは緩やかになっています。

先行きについては、電力供給の制約や原子力災害の影響、為替相場の変動などによる下振れが懸念されるところです。

こうした経済情勢から、県税収入をとりまく環境は引き続き厳しく、平成24年度予算編成に向けては、今後の企業収益や景気動向の慎重な見極めが必要となります。

また、国の来年度予算の概算要求では、地方交付税などの地方一般財源総額は、中期財政フレームに基づき、実質的に今年度の水準を下回らないよう確保するとの内容にとどまっていることや、社会保障と税の一体改革を始め、見直し後の子ども手当に係る地方負担など、地方の財政運営に影響を及ぼす制度や施策に不透明な部分もあることから、国の動向を十分注視し、的確に対応していく必要があります。

このような情勢において、平成24年度の予算編成に取り組むこととなりますが、その前提として歳入、歳出の状況を展望すると、歳入の大宗をなす県税収入については、東日本大震災の影響に加えて、企業努力の限界を超える円高水準が続いており、企業収益の減少が懸念されること等から、引き続き厳しい税収状況が続くものと考えられます。

一方、歳出面においては、公債費、扶助費を始めとする義務的経費が確実に増加するほか、社会情勢の変化や多様化する行政ニーズに的確に対応していく必要があります。

こうした状況から、平成24年度も引き続き多額の財源不足が見込まれますが、基金が枯渇するなど財源確保の方策は非常に狭まってきており、極めて厳しい財政運営とならざるを得ません。

このため、歳入については、来年度も地方交付税の交付団体となることを見込まれることから地方財政措置の確保に努めるとともに、歳出についても引き続き事務事業の見直しに全力で取り組み、持続可能な行財政基盤の確立を目指していく必要があります。

このように、厳しい環境の中での予算編成となりますので、「愛知県第五次行革大綱」及び現在策定している「重点改革プログラム」（仮称）による取組を着実に進め、真に必要な分野に、限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを基本に、次に掲げる事項を目標として、下記に十分留意の上、年間予算を編成するものとします。

- 1 元気な経済・産業・地域づくり
- 2 安全で災害に強い地域づくり
- 3 環境首都あいちづくり
- 4 安心できる健康・医療・福祉社会づくり
- 5 教育・文化立県あいちづくり
- 6 地域の潜在力を引き出す社会基盤づくり
- 7 自立・分権・協働の行財政体制づくり

#### 記

- 1 行政活動計画の立案に際しては、「愛知県予算編成方式要綱」によることとし、県民にとって真に必要な施策を的確に把握するとともに、現下の極めて厳しい財政状況にかんがみ、政策目的と具体的な施策との相互関係を十分検証した上で、制度・施策そのものの廃止・休止をも含めた徹底的な見直しを行うこと。

また、マニフェストに掲げた施策・取組の推進に努め、本県が直面している多様な課題に的確に対応すること。

- 2 行政活動計画の立案に当たっては、従来にも増して重点化、効率化に努めることとし、事業の所要額を十分精査の上、必要最小限の額で立案すること。

- (1) 義務的経費及びこれに準じその性質上削減が困難な経費、法人事業税超過課税充当事業費については、緊急性、重要性を勘案した上で、必要最小限の額で立案すること。
  - (2) 集合的公共事業については、平成23年度6月補正後予算一般財源額（県債及び一般財源的収入を含む。）の10パーセントの節減を行うこと。
  - (3) 政策的重要経費についても、事務事業の見直しを反映するとともに、特に措置を必要とする経費を除き、重点化、効率化、計画見直し等により、平成23年度6月補正後予算一般財源額（県債及び一般財源的収入を含む。）の原則30パーセントの節減を行うこと。
  - (4) 一般行政経費については、各部局における自主的な事務事業の見直しを促進するため、枠配分方式としていることから、行政評価制度の積極的な活用などにより、付与した財源の範囲内で、各部局長の判断と責任において事業毎に一律的な削減を行うことなく、関係者等と十分に調整を図りながら真に必要な施策へ重点配分すること。
- 3 行政評価制度の活用にあたっては、成果重視の視点から施策目標を達成するための寄与度が低い事業は、廃止・休止を含めた抜本的な見直しを図ること。
- また、行政及び民間との役割分担の観点に留意しつつ、NPOとの協働や企業との連携などについて、積極的に検討すること。
- 4 監査、監察等による指摘事項などについては、事業内容及び執行方法等を十分検討して、その改善に努めること。
  - 5 各部局に共通する行政課題については、事業の競合を避け、事業効果をより高めるため、関係部局相互の連絡を一層密にして、その調整に努めること。
  - 6 債務負担行為については、将来の財政運営を圧迫する要因ともなるので、制度本来の趣旨に沿って適切な運用を図るものとし、歳出予算と一体的に検討して、やむを得ないものにとどめること。
  - 7 繰越明許費については、必要最小限の額に限定して計上するものとするが、これは不測の事態をも考慮してのことであり、歳出予算については、当然に年度内の事業完成を前提とするものであること。
  - 8 特別会計及び企業会計については、特にその設置の趣旨を十分に踏まえ、経営改善に努め、健全な計画に基づいて編成すること。

- 9 一部事務組合、出資法人等に対する財政的支援については、将来的な財政負担に配慮し、各団体の収支及び中・長期的な経営計画を的確に把握した上で、検討を行うこと。

担当 総務部財政課 総括・企画・予算第一グループ  
内線 2143